＼みんなにエール！／
豊橋信用金庫

令和７年10月吉日

お客さま各位

豊橋信用金庫

『生体認証ＩＣキャッシュカード』の取扱い終了のお知らせ

平素は、豊橋信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。
当金庫では、お客さまのご利用状況等を踏まえ、生体認証ＩＣキャッシュカード（以下、「生体認証ＩＣカード」という。）の取扱いを終了させていただきます。
現在、「生体認証ＩＣカード」をご利用のお客さまにつきましては、「ＩＣカード」（暗証番号による認証）として引き続きご利用いただけます。
お客さまにはご不便をお掛けし、誠に申し訳ございませんが、何卒、ご理解を賜りますようお願いいたします。

記

１．対象となるカード
生体認証情報登録済みの「生体認証ＩＣカード」

２．お取扱いを終了するサービス

サービスの終了日	終了内容
2025年12月より順次	・ＡＴＭの生体認証機能を、更改に併せて終了 ※ＡＴＭの更改スケジュールについては、決定次第店頭ＡＴＭコーナーに掲示いたします。 ※なお、左記サービス終了に先行し、生体認証の新規登録、及びキャッシュカード再発行時の生体認証再登録を令和７年３月31日（月）をもって終了しております。

３．ＡＴＭご利用時にご留意いただきたい事項（生体認証ＩＣカード利用のお客さま）

（１）　当金庫設置の(店内・店外)ＡＴＭをご利用される場合

① 生体認証機能付きのＡＴＭでは引き続き「生体認証ＩＣカード」としてご利用いただけます。

② 限度額の変更を行っているお客様で、「生体認証」以外の限度額（磁気、及びＩＣ限度額を「0円」で登録している場合、ＡＴＭ でのお取引ができなくなります。
また、当該限度額を少額で登録している場合にもお取引に支障をきたす場合がございます。
大変お手数をおかけしますが、営業店窓口にて①通帳またはキャッシュカード②お届け印③ご本人確認書類を持参のうえ、限度額の変更（引上げ）のお手続きをお願い申し上げます。
また、現在の出金限度額がご不明な場合も、営業店窓口までお問い合わせください。

（２）提携ＡＴＭ(当金庫設置の(店内・店外)ＡＴＭ以外)をご利用される場合

手のひら静脈認証の利用可能な提携金融機関ＡＴＭでは、引き続き生体認証機能がご利用いただけます。

以　上